

PwC Hotline

Hot topics for Japanese Companies in the UK

17 March 2016

2016 年度英国税制改正案サマリー

英国政府は、3月16日「2016年度税制改正案」を発表しました。その主な発表事項を以下に要約します。

また発表直後に行われた私たちのビデオコメントリーや最新の分析などを以下のリンクよりご覧いただけます。

www.pwc.co.uk/budget.

法人税関連

- **法人税のロードマップ**：法人税のロードマップ (the business tax roadmap) は2020年以降の法人税に関する政府の方針を示すもので、BEPS 行動計画への対策を含む幅広い税制ポリシーに関する提案が盛り込まれています。
- **法人税率**：2020年4月1以降、法人税率が17%に引き下げられます。
- **利子費用の損金算入 (BEPS行動計画 4)**：ロードマップの一環として、利子費用の損金算入の上限額が英国での課税所得の30%もしくは、全グループ所得に対する純利子費用比率に基づいて計算されます。この新規制は2017年4月1日より適用されます。英国での純利子費用が2百万ポンド以下のグループは適用外となります。これは大企業に対する規制強化であり、中小規模のグループにとってはコンプライアンス上の負荷を最少限に抑えるものを目指しています。この免除規定により95%のグループが適用外になると推定されます。また政府は、BEPS上の重大なリスクを伴わない英国の公共インフラへの民間資金の投入妨害に繋がらないような法整備を行う意向です。さらに、所得と金利の変動に対応するための規定も導入する計画です。

- **ロイヤリティーの支払**：多国籍企業がグループ内のロイヤリティーの支払を通して英国から低税率あるいは無税率域への利益移転を行う租税回避対策として、ロイヤリティーの支払に対する源泉税規定が改正されます。
- **ハイブリッドミスマッチ規定**：ハイブリッドミスマッチ規定の適用範囲が、恒久施設 (PE) から生じるハイブリッドミスマッチ取引にも拡大されます。
- **繰越欠損金に関する法改正**：2017年4月以降、コンサルテーションを経た上で、二つの法改正が実施される予定です。第一に、企業は5百万ポンドを超えた部分の利益については、繰越欠損金と相殺できる上限が50%までとなります。第二に、2017年4月1日以降に発生した欠損金について、これを繰り越した場合に、他の収入源からの利益、もしくは他のグループ会社の利益と相殺できるよう、現行法が改正されます。
- **利益移転に関するガイドライン**：BEPSプロセスの一環として昨年10月に発表された利益移転に関する規定の改正が、2016年4月1日開始会計年度より英国法に盛り込まれます。
- **SSE**：株式の売却等のキャピタルゲイン課税ルール (SSE) の改正についてコンサルテーションが行われます。
- **非居住企業による不動産開発**：オフィショアの税務ストラクチャーを利用して英国での不動産開発から生じた事業利益に対する英国税を回避する開発業者を取締まるため、開発業者が英国の居住者でない場合にも、当該不動産開発から生じた事業利益に対する課税が徹底されます。

- **石油・ガス** : Petroleum Revenue tax の税率が恒久的にゼロとなります。また、the supplementary chargeの税率も10%に引き下げられます。
- **法人税の納期限** : 2015年の夏季予算案で発表された大企業の法人税の予定納付期限の前倒しが2年間延期され、2019年4月1日開始会計年度からの導入となります。
- **金銭以外による事業所得** : 法改正により、金銭以外の形で受取った事業所得についても、その公正価格で課税対象となります。
- **知的財産** : パートナーシップへの資産譲渡に関する課税関係を明確にするため、無形固定資産に関する規定が改正されます。これにより、法的趣旨に反するような、パートナーシップを利用した節税スキームが不可能となります。
- **パテントボックス** : 英国のパテントボックス税制が、OECDの新規定に準じた運営方法に変わります。これにより、パテントボックスの軽減税率は、これを申請する法人が負担する研究開発費の範囲によって決まることになります。この新規定は2016年7月1日から導入されます。
- **設備リースの課税上の取り扱いの変更** : 設備リースの課税上の取り扱いを変更するオプションを伴った、討議資料が発表されます。
- **銀行の損失控除** : 銀行の年間課税所得のうち、2015年4月までに発生した繰越欠損金と相殺できる割合がさらに制限され、2016年4月1日より25%となります。但し、住宅金融組合については25百万ポンドまで控除が認められるほか、新規参入した銀行の損失についてはこの新規定が適用されません。

租税回避

- **租税回避蔓延の防止** : 租税回避に対する罰金制度における「適切な対応 (reasonable care)」の明確な定義および租税回避スキームのプロモーター対策についての検討が行われます。またVAT回避スキームの公開制度の現状アップデートについてのコンサルテーションが行われます。
- **包括的租税回避行為の対抗規定 (GAAR)** : GAARの対抗規定に違反したと判断された全てのケースについて

て60%の追加税が罰金として課されます。

- **闇経済への対策** : 以下の3点についてのコンサルテーション結果が発表されます。税務登録を企業がライセンスあるいはサービスにアクセスするための条件とすること、闇経済に常習的あるいは意図的に参加する企業に対する制裁、税務コンプライアンス上の理由からマネーサービス事業が保有するデータを回収する権限をHMRCに与えること。

間接税

- **関税率** : ガソリン、タバコおよび酒類について関税率の変更あるいは据え置きの発表がありました。
- **事業エネルギー税** : 2018/19年度末より「二酸化炭素削減への取組み」が廃止され、その結果、気候変動税 (CCL) の主税率が2019年4月1日より引き上げられます。
- **外国企業によるVAT不正対策** : 英国のVATを回避する不公平なオンライン競争への対策が講じられます。外国の違反業者に対し、HMRCは英国における納税管理人の任命を命じることが可能となります。また、英国内で外国業者の物品を保管する倉庫業者に対するデューディリジェンス制度も導入されます。

報酬と雇用

- **退職金** : 2018年より、3万ポンドを超える退職金は雇用主負担分の社会保険料の納付対象となります。現在、退職金は3万ポンドまで所得税が非課税となっていますが、この非課税枠を縮小することについてのコンサルテーション結果が発表される予定です。
- **従業員ベネフィットおよび経費に係る税務手続の簡素化** : 雇用主の事務作業を簡素化するための包括的な対策が導入されます。
- **偽装報酬スキーム** : 新旧スキームを取り締まる包括的な対策が導入されます。新ルールは3月16日から適用され、租税回避目的で採用されている現スキームは課税対象となります。追加の法改正についてのコンサルテーションも発表される予定です。
- **サラリーサクリファイス** : 政府はサラリーサクリファイスの一環として供与

されると所得税および社会保険料に係る優遇措置の対象となるベネフィットについて、制限を設けることを検討中です。

貯蓄と年金

- **雇用主が費用負担する年金アドバイス**：雇用主が費用負担する年金アドバイスに係る経済的利益供与については、所得税および社会保険料の非課税枠が2017年4月より500ポンドに引き上げられます。
- **個人貯蓄口座（ISA）**：2017年4月より、40歳未満の成人は終身ISAの利用が可能となります。また、同日より、ISAの年間非課税貯蓄枠が2万ポンドに引き上げられます。

個人所得税

- **基礎控除額の引き上げ**：所得税の基礎控除額が、2016/17年度より11,000ポンド、2017/18年度より11,500ポンドへと引き上げられます。
- **高税率適用の閾値**：高税率が適用される最低額が、2016/17年度の43,000ポンドから、2017/18年度には45,000ポンドに引き上げられます。
- **クラス2社会保険料**：先のコンサルテーションの結果に基づき、2018年4月より、自営業者のためのクラス2社会保険料が廃止されます。

その他

- **事業税（ビジネスレート）**：ビジネスレート税制に対し、以下のような数々の修正案が出されました。例）例年のイングランドのビジネスレート引き上げを、消費者物価指数に変更；中小企業ビジネスレート控除額（SBR）の恒久的倍増；2017年4月1日よりSBR閾値の課税評価額15,000ポンドへの引き上げ；2017年4月1日よりビジネスレートの標準税率の対象となる金額を課税評価額51,000ポンド以上の不動産に引き上げる。
- **清涼飲料に対する砂糖税**：清涼飲料業界に対する新税が導入されます。対象となるのは、砂糖の含有量が5グラムを超える清涼飲料の製造者および輸入業者です。

ご質問がございましたら、下記までお問い合わせください。

法人税関連：

高木 陽一 (020 7804 9434)
yoichi.takagi@uk.pwc.com

塩田 英樹 (020 7213 3697)
hideki.shiota@uk.pwc.com

個人所得税・雇用・人事関連：

福田 有紀子 (020 7804 9207)
yukiko.fukuda@uk.pwc.com

プレスマント 彩 (020 7212 6059)
aya.pressman@uk.pwc.com

PwC ジャパンーズビジネスネットワーク (JBN)
japan@uk.pwc.com
www.pwc.co.uk/japan

UK PwC ジャパニーズ・ビジネス・ネットワークでは以下のニュースレターを発行しております。最新号およびバックナンバーはこちらをクリックしてご覧下さい。

- **Hotline:** 英国・欧州の日系企業にとってのホットトピックを随時、ご紹介しております。
- **J HR News:** 英国・欧州諸国で日系駐在員税務・総務に携わっておられる HR プロフェッショナルの方々のためのニュースレターです。
- **Immigration News:** 日系企業の英国駐在員の方々のイミグレーション関連業務に携わっておられる HR、法務プロフェッショナルの方々のためのニュースレターです。

上記のニュースレター購読をご希望の方、またジャパニーズ・ビジネス・ネットワークに関するお問い合わせは、japan@uk.pwc.comまでご連絡ください。

＜個人情報の取り扱いについて＞

私どものクライアントの方々、過去にセミナーにお越し頂いた方々、または名刺交換をさせて頂いた方々に対して、皆様に有益と思われる情報（会計、税務、法務、M&A、人事関連トピックス ニュースやセミナーのご案内等）をお送りさせて頂いております。皆様の個人情報は、業務上の連絡のほか、こうした情報をお知らせする際に使用いたします。また、プライスウォーター・ハウス・パース（PwC）のグローバルネットワークに属するPwC各メンバーファーム、あるいはPwC以外の第三者とセミナーを共催した場合は共催者と皆様の個人情報を共有させて頂く場合がございます。今後、私どもからのニュースレターやセミナーのご案内等をご希望されない場合は、お手数ですが件名に「ホットライン登録解除希望」とご記入の上、japan@uk.pwc.comまでご連絡頂きますようお願い申しあげます。配信を停止し、また配信リストから削除いたします。

*尚、ホットラインへの登録を解除されると、PwC LLP のジャパニーズ・ビジネス・ネットワークが発行する全てのニュースレターおよびセミナー・イベントのご案内の配信も停止されますのでご注意ください。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2016 PricewaterhouseCoopers LLP. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers LLP (a limited liability partnership in the United Kingdom) which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.